

第3回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年3月3日(水)
開会 午後3時20分
閉会 午後4時05分

2. 場 所 伊万里市民センター 文化ギャラリー

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 4番 吉村 幸夫

13番 堤 正樹

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	野中 信守	農地係長	岩野 江利子
書記	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 9号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第10号	農地法第5条の申請について	8件
議案第11号	農地法第4条の申請について	4件
議案第12号	農地法第3条の申請について	10件
議案第13号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について 利用権設定 通年 24件 公社からの買受 1件	
議案第14号	令和3年第1回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	40件
議案第15号	農地法第3条第2項第5号に規定する 「別段の面積（下限面積）」の設定について	1件

8. 報告事項

報告第 5号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件
報告第 6号	農地法第5条許可の取消し願について	1件
報告第 7号	農地法第4条許可の取消し願について	1件
報告第 8号	農地等の形質変更届出について	1件
報告第 9号	非農地証明願について	2件

9. 連絡事項

なし

	<p>申請人が令和2年12月25日に公民館・駐車場・グランド整地を目的として農地法第5条許可を受けています。権利について、所有権移転としていた2筆を、使用貸借による権利の設定に変更するものです。今回の変更は、権利の内容のみとなっております。</p> <p>県に確認したところ、変更申請が必要であるとの事でしたので、本議案を上程しております。</p> <p>議案第9号 については以上1件です。</p>
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。
吉村委員	<p>私は、最初はですね、なんか譲り受けたように話を聞いていたんですよ。で、今回借地にするということだったんでしょう。ということで、この間、申請者から話は聞いております。</p> <p>この変更になって、借地になって処理されているということですね。</p>
事務局	そうですね。借地に変えるという申請が出ているところなので、これから県に提出することになりますので、それを県が許可するかどうかということになります。
○番委員	はい。わかりました。
議長	<p>他に、ございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>他に無いようですので、議案第9号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についての申請1件について承認を戴きましたので、意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第10号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号8件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、14番になります。</p> <p>図面は、1ページから4ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>借受人が、道路敷設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第1種農地。</p> <p>許可基準としましては、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない施設の拡張に該当します。</p>

事務局	<p>続きまして、議案の1ページ、15番になります。 図面は、5ページから8ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、避難道路を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、16番になります。 図面は、9ページから11ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、17番になります。 図面は、12ページから14ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 借受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。 なお、許可を受けずに、工事着工していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、18番になります。 図面は、15ページから27ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p>
-----	---

事務局	<p>譲受人が、建売分譲住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、19番になります。 図面は、28ページから33ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、特定建築条件付売買予定地への申請です。</p> <p>この特定建築条件付売買予定地ですが、基本的には宅地分譲を行うものになります。通常、用途区域のみで、宅地分譲は認められます。今回の申請地は、用途区域に入っていないので、基本的には宅地分譲はできません。 ただし、条件をつけることで、宅地分譲ができる制度がありまして、その条件が一定期間内に分譲地が売れなかった際には、転用者で住宅を建築することとなっています。 その制度の名前が、この特定条件付売買予定地ということになっております。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の5ページ、20番になります。 図面は、34ページから36ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、宅地分譲のための申請です。 なお、許可を受けずに、転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の5ページ、21番になります。 図面は、37ページから39ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。</p>
-----	--

	<p>譲受人が、ふれあい動物園建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第1種農地。</p> <p>許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案第10号については以上8件です。</p>
議長	それでは、14番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	<p>既設の工場を広げるため、道路用地が必要になったということで、ご相談にみえました。</p> <p>雨水は自然流下で水路に流れるようになっていきます。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので、私も押しております。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>14番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、15番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>神社に避難するための道路が必要ということでした。雨水は自然流下になっています。</p> <p>区長、生産組合長さんの印鑑もありましたので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>以前はミカン畑だったところを廃園されており、そこに太陽光発電をということで相談がっております。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの印鑑もあり、私も問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>16番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、17番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>行政書士が来られまして、太陽光を設置するということで、申請にこられました。生産組合長、区長の判子もありましたので、私も承諾しております。</p> <p>始末書添付となっておりますが、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>17番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、18番について担当委員から説明をお願いします。</p>

○ 番委 員	<p>前、田んぼを作ってもらっていたけど、高齢で、もう作れないと言われたということで、分譲住宅にするということで説明をいただきました。</p> <p>図面をみていただくとわかるのですが、真ん中に水路が通っています。この水路をどうするのか尋ねたところ、水路はきちんと残すということでした。</p> <p>雨水は新設の側溝から水路へ放流し、生活雑排水の処理には合併浄化槽を設置されます。</p> <p>隣接者、生産組合長、区長の承諾もありました。私も問題ないと思います。</p> <p>よろしく、ご審議お願いします。</p>
議長	<p>18番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○ 番委 員	<p>店舗と住宅の間の農地で、分譲地にするということです。</p> <p>雨水については側溝を新設し、水路へ放流し生活雑排水は下水道へ接続する計画です。</p> <p>区長、生産組合長の同意もあり、特に問題はないと思います。</p> <p>審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>19番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○ 番委 員	<p>この、特定建築条件付きの場合は、3年以内ぐらいになってるんですかね。</p>
事務局	<p>今回の計画期間は許可後から5年になっています。</p>
	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、20番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○ 番委 員	<p>一部埋め立てがされています。宅地分譲ということです。雨水は道路側溝へ放流されます。</p> <p>区長、生産組合長の同意もあり、別に問題があるようなところではありません。ご審議よろしくお願いします。</p>
○ 番委 員	<p>始末書の内容は何ですかね？</p>
事務局	<p>既に、埋め立てて嵩上げがしてあります。</p>
議長	<p>20番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、21番について担当委員から説明をお願いします。</p>

○ 番委員	<p>もとは、ブドウ畑を作付されておられましたけど、ブドウを辞めてふれあい動物園ということで計画されております。大きな動物であれば、いろいろ問題があるわけですけど、ここは家庭用のちいさなペットの動物園を計画されているようです。</p> <p>すでに自宅で、ちいさな動物をいろいろ飼われているようです。</p> <p>雨水排水は、水路や溜桝を設置して、直接河川へ流れないようになっています。トイレは汲み取り、その他雑排水は隣接する自宅の合併浄化槽に接続されます。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの同意もありました。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請8件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第11号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号 4件について御説明します。</p> <p>議案の6ページ、4番になります。</p> <p>図面は、40ページから42ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が、住宅拡張のための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに、転用していたとして始末書が添付されていません。</p> <p>農地区分は、第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案の6ページ、5番になります。</p> <p>図面は、43ページから44ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が、自宅への進入路建設のための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに、転用していたとして始末書が添付されていません。</p>

事務局	<p>農地区分は、第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の7ページ、6番になります。 図面は、45ページから50ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が、農業倉庫建築のための申請です。</p> <p>こちらは、報告第7号と関係しております。議案の40ページ、1番の農地法第4条許可の取消し願いについてご覧ください。 本件は、令和2年11月24日に農業用倉庫で農地法第4条の許可を受けていましたが、本件許可の取消し願いが提出され、今回の場所に計画変更されるものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の7ページ、7番になります。 図面は、51ページから52ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が、植林にするための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第11号、については以上です。</p>
議長	<p>それでは農地法第4条申請 4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>宅地の拡張で、物置ということで現地を確認しましたが雨水は水路へ流れるようにしてあり、問題はありませんでした。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありました。 ご審議よろしく申し上げます。</p>

議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>家の入り口を拡張していたということで、相談がありました。雨水については道路側溝へ流れるようになっていて、問題ありませんでした。区長、生産組合長の同意もありました。どうぞよろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局から説明がありましたように、以前出していたものを取り消して新たに申請しているものであります。</p> <p>以前は糶摺り器を含めた計画でしたが、今回は規模を縮小しての申請になっています。</p> <p>雨水は既存の側溝へ接続する計画です。</p> <p>生産組合長、区長さんの印鑑もありました。</p> <p>問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>6番についてですけども、図面をみてみると、倉庫が随分高さがあるようですが、たぶん、乾燥機を入れると思うんですが、以前、私が言った時みたいに、今度は糶摺りとか乾燥とか書いてないから、それで申請し直しだと思うんですけども。</p> <p>実際、役所が気づかなければいいが、私のところの経験上ですね、うちの小屋がたしか300ぐらいしか高さがないけど、ここは4.8mあるので、ここは、乾燥機を入れるんだろうと思う。役所が気の利いてれば、そがん言うですもんね。その辺を気を付けて申請をしてください。そうしないと、また、引っかかりますよ。</p> <p>4.8といえば、えらい高かけんですね。</p> <p>農機具倉庫やったら、3mぐらいでちょうどよかですもんね。そこに役所が気づけば、何かしら言われるかもしれんですよ。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>申請には、ただ倉庫とだけ書いてあるだけですか？</p> <p>中の配置は何も書いてないですか。</p>
○番委員	<p>この前のところは、用途区域に入ってたのではないですか？</p>
事務局	<p>倉庫の中の配置は記入されていません。この前のところも用途区域には入っていません。ここも入っていません。</p>

○ 番委員	そしたら、いいですね。 用途区域に入っていればいろんな規制があるけど。
○ 番委員	だから、この前ここが用途区域か農振地かを聞いたですもんね。
事務局	ここは、用途区域ではありません。
○ 番委員	用途区域ではなく、農振地でもない。と。その中間ですね。ここは。
事務局	農業振興地域には入っています。白地の農地です。 農業振興地域内の優良農地では無い分を白地の農地と言います。農振除外は必要ないですが、転用は必要になるところです。
○ 番委員	それと、もう一つ。 場所については、こっちは構わないのですが、海から近いところになるので、私の経験上、風向きによってはホコリが段じゃなかごとしますもんね。家の中のテーブルまでホコリで真っ白になったり、風向き次第だけど。
事務局	糶摺り機は置く計画になっていません。また、隣の住宅は、申請者の自宅です。
議長	はい。他にありませんか。 <なし> 続きまして、7番については担当委員の私から説明をします。
○ 番委員	所有者が高齢のため、耕作できなくなり、植林して管理するという事です。周辺は山林になっています。 周辺への影響はなく問題ないと思います。 区長兼生産組合長の承諾もありました。 ご審議、よろしくお願いします。
議長	7番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第11号 農地法第4条の申請4件について承認を戴きましたので、意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第12号 農地法第3条の申請10件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第12号10件について御説明します。 議案の8ページから10ページ、11番から20番になります。 申請事由や経営状況等を掲げております。

事務局	<p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第12号については以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の8ページから10ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第12号 農地法第3条の申請10件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号利用権設定の通年24件について、御説明します。</p> <p>議案の11ページから15ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が13名、貸付人が21名で、面積は田が56,106.4㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで、</p> <p>申出書を16ページから31ページに掲げております。</p> <p>議案第13号利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年24件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>27番についてですが、もしかしたら同姓同名なのかもしれませんが、貸し人の〇〇さんは、亡くなられていませんか？</p>
事務局	<p>最近でしょうか？</p>
○番委員	<p>はい。今日がお通夜だと思います</p>
事務局	<p>亡くなられているということになれば、手続きが変わってきますので、詳細を事務局で確認させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、利用権設定通年については、保留にして、先に進めたいと思います。</p> <p>それでは、議案第13号公社からの買受について事務局から説明をお願いします</p>

事務局	<p>議案第13号 公社からの買受についてご説明いたします。</p> <p>議案は32ページの1番になります。</p> <p>農用地利用集積計画書を33ページに掲げております。</p> <p>こちらは12月の委員会でさがら〇〇委員と〇〇委員にあっせん委員になっていただいた件について買い手が決まり、2月の委員会で、農業公社への売渡をしました。</p> <p>今回は、農業公社からの買受する内容となっております。</p> <p>田が1筆、面積は1,689㎡となっております。</p> <p>議案第13号公社からの買受についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第13号公社からの買受について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第13号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受については承認を頂きましたので、申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第14号 について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号について説明します。</p> <p>議案は、34ページ・35ページになります。</p> <p>昨年8月から9月にかけて実施しました農地パトロール及び戸別の現地調査において、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんに現地を見ていただきました。その中で、荒廃して耕作することが困難な農地については非農地の確認していただいています。</p> <p>その中で、農地所有者等から非農地にしてほしいとの相談を事前に受けていたところを、農地利用状況調査で非農地と確認をした農地40筆、29,065㎡について、今回、議案に上程しております。本議案の承認を受けたあと非農通知書を発出する流れとなります。</p> <p>また、通常の農地利用状況調査で非農地と判断された農地につきましては、事前通知書を送付いたします。農地所有者等から農地で管理したいとの意向がある農地を除き、6月の農業委員会に非農地としてよいかの議案を上程する予定です。</p> <p>議案第14号についての説明は以上です。</p>

議長	<p>議案第14号 について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第14号令和3年第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第15号について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号について提案いたします。</p> <p>議案は、36ページになります。</p> <p>この議案については平成22年農林水産省の通知により、毎年、農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について検討することが求められているため上程しております。</p> <p>別段の面積を検討するに当たり、農地法施行規則第17条ではその基準を定めており、第1項と第2項の適用をそれぞれ検討していきます。</p> <p>まず、第1項についてです。</p> <p>第1項は総農家数に占める、設定したい別段の面積未滿を経営地とする農家数が40%を超える場合には別段の面積を設定できることとなっています。令和3年2月現在、農地台帳による経営面積が50アール未滿の農家数は総農家数の40パーセント未滿であり、別段の面積を設定する基準を満たしていません。そのため、別段の面積は設定できないため、第1項につきましては下限面積は法定の50アールのままとしております。</p> <p>続いて、第2項です。新規就農の促進と遊休農地の発生防止・解消を目的とする場合は別段の面積を設定できることとなっています。令和元年12月の農業委員会会議で議決された「空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」に基づく空き家に付随した農地は新規就農の促進、遊休農地の発生防止・解消を目的としているため、現在設定している別段の面積1㎡を引き続き適用することとしております。</p> <p>議案第15号についての提案は以上です。</p>

議長	<p>議案第15号について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積（下限面積）」の設定については、提案のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第5号農地法第18条第6項通知の受理について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号について御説明いたします。</p> <p>議案の38ページです。</p> <p>1件受理しており、解約の事由等、通知の内容は記載のとおりです。</p> <p>報告第5号については以上です。</p>
議長	<p>報告第5号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第6号 農地法第5条許可の取消し願いについて、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号について御説明します。</p> <p>議案の39ページ、1番になります。</p> <p>本件は令和2年5月26日に一般住宅で農地法第5条の許可を受けていましたが、土地が道路に接しておらず、銀行の融資が受けられなかったため、本件許可の取消し願いが提出されました。</p> <p>報告第6号については以上です。</p>
議長	<p>報告第6号、農地法第5条許可の取消し願いについて、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第7号 農地法第4条許可の取消し願いについて、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第7号については、議案の7ページ6番のところで説明したとおりです。この許可を取り消して、新たな場所で許可を受ける計画になっています。</p> <p>報告第7号については以上です。</p>

議長	<p>報告第7号、農地法第4条許可の取消し願について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第8号 農地等の形質変更届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号について御説明します。</p> <p>議案の41ページ、2番になります。</p> <p>図面は、53ページから55ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>かさ上げして、果樹や野菜を作付し畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第8号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>昨年かから嵩上げの相談を聞いていました。嵩上げして畑にするということです。とくに問題ないと思います。</p>
議長	<p>報告第8号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第9号 非農地証明願について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第9号について御説明します。</p> <p>議案の42ページ、1番になります。</p> <p>図面は、56ページ、57ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>昭和60年頃、当時の所有者〇〇〇〇氏によって、自宅の車庫を建築されたものです。</p> <p>登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。職員で現地確認を行い、車庫が建っていることを確認しました。また、固定資産評価証明書により、建築されてから20年以上経過していることも確認できました。</p> <p>続きまして、議案の42ページ、2番になります。</p> <p>図面は、58ページ、59ページになります。</p>

事務局	<p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>昭和35年頃、申請地に専用住宅が建築されたものです。</p> <p>登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。職員で現地確認を行い、住宅が建っていることを確認しました。また、固定資産評価証明書により、建築されてから20年以上経過していることも確認できました。</p> <p>報告第9号については以上2件です。</p>
議長	<p>非農地証明願について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>それでは、保留にしていた利用権設定について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>先ほどの利用権設定で、貸し人が亡くなられているかもしれないということでしたが、事務局で確認したところ亡くなっていることがわかりました。</p> <p>利用権設定については、公告されることで有効になりますので、それ以前に亡くなっていることになりますので、申請のやり直しが必要です。</p> <p>今回の申請が使用貸借によるものですので、このような手続きになります。もし、賃貸借であれば、申請の権利をそのまま相続人が引き継ぐことになりますので申請は有効ということになります。</p> <p>そのため、先ほどの利用権設定通年については、27番を除く23件で審議していただくようお願いします。</p>
議長	<p>はい。それでは、利用権設定通年について、質問等があればお願いします。</p> <p><なし></p> <p>特にないようですので、議案第13号利用権設定通年については27番を除いた23件について申出のとおり決定とします。</p>
議長	<p>これで、第3回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>